2026年11月25日

各　位

会 社 名　　キューデンホールディングス株式会社
代表者名　　代表取締役 社長執行役員　西 山　　勝
（コード：642A　東証プライム・福証）
問合せ先　　経営戦略部
組織戦略グループ長　片山 真之
ＴＥＬ．　　（０９２）９８４－４４１２

純粋持株会社体制移行に伴う吸収分割契約締結及び孫会社の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下①及び④の会社分割に係る吸収分割契約を締結することを決議しました。また、当社の完全子会社である九州電力株式会社（以下、「九州電力」といいます。）、九州電力の完全子会社である九電みらいエナジー株式会社（以下、「九電みらいエナジー」といいます。）、九電都市開発株式会社（以下、「九電都市開発」といいます。）も、取締役会等において、以下①～④の会社分割に係る吸収分割契約を締結することを決議又は承認しましたので、お知らせします。

① 九州電力の財務管理事業に関して有する権利義務を、吸収分割の方法により当社に承継すること（以下、「本有利子負債吸収分割」といいます。）
② 九州電力の水力発電事業（一般水力及び揚水）を、九電みらいエナジーに吸収分割の方法により承継すること（以下、「本水力発電事業吸収分割」といいます。）
③ 九州電力の都市開発事業を、九電都市開発に吸収分割の方法により承継すること（以下、「本都市開発事業吸収分割」といいます。）
④ 九州電力のグループ会社の経営管理事業に関して有する権利義務を、吸収分割の方法により当社に承継すること（以下、「本グループ再編分割」といい、本有利子負債吸収分割、本水力発電事業吸収分割及び本都市開発事業吸収分割と総称して「本各会社分割」といいます。）

なお、本有利子負債吸収分割及び本グループ再編分割は、当社の完全子会社から事業を承継する会社分割であり、本水力発電事業吸収分割及び本都市開発事業吸収分割は、いずれも当社の完全子会社である九州電力とその完全子会社の間で行われる会社分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示してます。

また、本グループ再編分割により、当社の孫会社である九州電力送配電株式会社（以下、「九電送配電」といいます。）、九電みらいエナジー、株式会社キューデン・インターナショナル（以下、「キューデンインター」といいます。）、株式会社 QTnet（以下、「QTnet」といいます。）、九電都市開発は当社の完全子会社となりますので、併せてお知らせします。

記

Ⅰ．本各会社分割について

１．本各会社分割の目的

当社グループは、2026 年３月 26 日付「単独株式移転による純粋持株会社体制への移行に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、原子力安全の継続的な向上を大前提に『全体最適視点でのグループ経営』と『自律的かつ迅速な事業運営』を実現するためには、事業を持たない持株会社がグループ経営の舵取り及び監督を行う持株会社体制が最適と判断しました。これを受け、2026 年６月 25 日開催の九州電力の株主総会における承認を経て、2026 年 10 月１日に

九州電力による単独株式移転の方法により当社が設立されましたが、本各会社分割は、上記お知らせの「３．持株会社体制への移行方法・手順」にてお示しした持株会社体制への移行のうち、当社設立後に実施することとしていた有利子負債の移管、関連事業の移管及びグループ会社の再編を行い、持株会社体制への移行を完了させるものです。

本有利子負債吸収分割は、当社で一括して調達を行うグループファイナンス体制を構築し、資金調達と債務返済の一元化により資金効率を高めるため、九州電力が保有する有利子負債を当社に移管するものです。

本水力発電事業吸収分割及び本都市開発事業吸収分割は、自律的かつ迅速な事業運営体制を構築し、事業価値の最大化を図っていくため、九州電力が保有する水力発電事業については九電みらいエナジーに、都市開発事業については九電都市開発に移管するものです。

本グループ再編分割は、主要な事業会社を当社の完全子会社とするため、九州電力が保有する九電送配電、九電みらいエナジー、キューデンインター、QTnet、九電都市開発及び株式会社クラフティアの株式を当社に移管するものです。

２．本各会社分割の要旨

（１）本各会社分割の日程

（１）取締役会決議日（九電みらいエナジー）	2026 年 11 月 19 日
（２）取締役会決議日（九州電力）	2026 年 11 月 24 日
（３）吸収分割契約書承認日（九電都市開発）	2026 年 11 月 24 日
（４）取締役会決議日（当社）	2026 年 11 月 25 日
（５）吸収分割契約締結日 • 当社と九州電力との吸収分割契約締結 • 九州電力と九電みらいエナジーとの吸収分割契約締結 • 九州電力と九電都市開発との吸収分割契約締結	2026 年 11 月 25 日
（６）株主総会決議日（九電みらいエナジー）	2026 年 11 月 25 日
（７）吸収分割効力発生日 • 当社と九州電力との吸収分割効力発生（本有利子負債吸収分割）	2027 年３月 15 日（予定）
（８）株主総会決議日（九電都市開発）	2027 年３月 31 日（予定）
（９）吸収分割効力発生日 • 九州電力と九電みらいエナジーとの吸収分割効力発生（本水力発電事業吸収分割） • 九州電力と九電都市開発との吸収分割効力発生（本都市開発事業吸収分割） • 当社と九州電力との吸収分割効力発生（本グループ再編分割）	2027 年４月１日（予定）

（注）本有利子負債吸収分割及び本グループ再編分割は、当社においては会社法第 796 条第２項に規定する簡易吸収分割に該当すること、九州電力においては会社法第 784 条第１項に規定する略式吸収分割に該当することから、それぞれ本有利子負債吸収分割及び本グループ再編分割の承認に係る株主総会を開催せずに行います。
また、本水力発電事業吸収分割及び本都市開発事業吸収分割は、九州電力においては会社法第 784 条第２項に規定する簡易吸収分割に該当することから、株主総会を開催せずに行います。

（２）本各会社分割の方式

①本有利子負債吸収分割

九州電力を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。

②本水力発電事業吸収分割
九州電力を分割会社とし、九電みらいエナジーを承継会社とする吸収分割です。

③本都市開発事業吸収分割
九州電力を分割会社とし、九電都市開発を承継会社とする吸収分割です。

④本グループ再編分割
九州電力を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。

（３）本各会社分割に係る割当ての内容
①本有利子負債吸収分割
本有利子負債吸収分割による株式その他の金銭等の割当てはありません。

②本水力発電事業吸収分割
九電みらいエナジーは、本水力発電事業吸収分割に際して承継する権利義務の対価として、九州電力に対し同社の普通株式310万株を割当て交付します。

③本都市開発事業吸収分割
九電都市開発は、本都市開発事業吸収分割に際して承継する権利義務の対価として、九州電力に対し同社の普通株式160万株を割当て交付します。

④本グループ再編分割
本グループ再編分割による株式その他の金銭等の割当てはありません。

（４）本各会社分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
該当事項はありません。

（５）本各会社分割により増減する資本金
①本有利子負債吸収分割
本有利子負債吸収分割による当社及び九州電力の資本金の増減はありません。

②本水力発電事業吸収分割
本水力発電事業吸収分割による九州電力及び九電みらいエナジーの資本金の増減はありません。

③本都市開発事業吸収分割
本都市開発事業吸収分割により増加する九電都市開発の資本金は95百万円です。なお、九州電力の資本金の増減はありません。

④本グループ再編分割
本グループ再編分割による当社及び九州電力の資本金の増減はありません。

（６）承継会社が承継する権利義務
①本有利子負債吸収分割
当社は、九州電力との間で契約した本有利子負債吸収分割に関する吸収分割契約の定めに従い、九州電力が財務管理事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継します。なお、当社への債務の承継は、免責的債務引受の方法によるものとします。

②本水力発電事業吸収分割
九電みらいエナジーは、九州電力との間で契約した本水力発電事業吸収分割に関する吸収

分割契約の定めに従い、九州電力が水力発電事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継します。なお、九電みらいエナジーへの債務の承継は、免責的債務引受の方法によるものとします。

③本都市開発事業吸収分割

九電都市開発は、九州電力との間で契約した本都市開発事業吸収分割に関する吸収分割契約の定めに従い、九州電力が都市開発事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継します。なお、九電都市開発への債務の承継は、免責的債務引受の方法によるものとします。

④本グループ再編分割

当社は、九州電力との間で契約した本グループ再編分割に関する吸収分割契約の定めに従い、九州電力がグループ会社の経営管理事業に関して有する権利義務を効力発生日に承継します。なお、当社への債務の承継は、免責的債務引受の方法によるものとします。

（7）債務履行の見込み

本各会社分割の効力発生日以降において、当社、九州電力、九電みらいエナジー及び九電都市開発が履行すべき債務について、その履行の見込みに問題がないものと判断しています。

3．本各会社分割の当事会社の概要

（1）分割会社（2026年10月1日現在）

①名称	九州電力株式会社
②所在地	福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
③代表者の役職・氏名	代表取締役　社長執行役員　中村　典弘
④事業内容	電気事業　等
⑤資本金	237,304百万円
⑥設立年月日	1951年5月1日
⑦発行済株式数	普通株式　473,874,220株 Ｂ種優先株式　　2,000株
⑧決算期	３月31日
⑨大株主及び持株比率	キューデンホールディングス株式会社　100％
⑩直前事業年度の財政状態及び経営成績（2026年３月期・連結）	
純資産	1,225,877百万円
総資産	5,983,340百万円
１株当たり純資産	2,093円78銭
売上高（営業収益）	2,247,214百万円
営業利益	224,853百万円
経常利益	207,059百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	154,535百万円
１株当たり当期純利益	314円65銭

（２）承継会社（2026年10月１日現在）

①名称	キューデンホールディングス株式会社	九電みらいエナジー株式会社	九電都市開発株式会社
②所在地	福岡市中央区渡辺通二丁目１番82号	福岡市中央区薬院三丁目２番23号KMGビル	福岡市中央区渡辺通二丁目１番82号
③代表者の役職・氏名	代表取締役　社長執行役員　西山　勝	代表取締役　社長執行役員　三根　浩二	代表取締役社長　上妻　正典
④事業内容	グループ会社の経営管理　等	再生可能エネルギー事業　等	都市開発事業　等
⑤資本金	237,304百万円	16,405百万円	5百万円
⑥設立年月日	2026年10月１日	2014年７月１日	2026年10月１日
⑦発行済株式数	普通株式 473,874,220株 Ｂ種優先株式 2,000株	普通株式 1,306,206株	普通株式 200株
⑧決算期	３月31日	３月31日	３月31日
⑨大株主及び持株比率	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）　13.9%	九州電力株式会社　100%	九州電力株式会社　100%
	株式会社日本カストディ銀行（信託口）　5.1%		
	明治安田生命保険相互会社　4.3%		
	九栄会　1.9%		
	株式会社福岡銀行　1.8%		
⑩直前事業年度の財政状態及び経営成績（2026年３月期）			
純資産	2026年10月１日設立のため、該当事項はありません。	40,343百万円	2026年10月１日設立のため、該当事項はありません。
総資産		116,127百万円	
売上高		25,420百万円	
営業利益		4,659百万円	
経常利益		4,175百万円	
当期純利益		3,001百万円	

４．承継する事業部門の概要

（１）承継する部門の事業内容

承継会社	承継する部門の事業内容
キューデンホールディングス株式会社	グループ会社の経営管理事業及び財務管理事業
九電みらいエナジー	水力発電事業
九電都市開発	都市開発事業

（２）承継する部門の経営成績（2026 年３月期）

承継対象事業	承継対象事業の売上高
グループ会社の経営管理事業及び財務管理事業	当該部門による売上高はありません
水力発電事業	88,746 百万円
都市開発事業	2,825 百万円

（注）外部売上高を記載しています。

（３）承継する資産、負債の項目及び帳簿価額

①　当社が承継する資産、負債の項目及び帳簿価額（本有利子負債吸収分割）

資　産		負　債	
項　目	金　額	項　目	金　額
固定資産	17,324 億円	固定負債	24,416 億円
流動資産	11,612 億円	流動負債	4,520 億円
合　計	28,936 億円	合　計	28,936 億円

②　九電みらいエナジーが承継する資産、負債の項目及び帳簿価額（本水力発電事業吸収分割）

資　産		負　債	
項　目	金　額	項　目	金　額
固定資産	3,411 億円	固定負債	1,865 億円
流動資産	343 億円	流動負債	324 億円
合　計	3,755 億円	合　計	2,190 億円

③　九電都市開発が承継する資産、負債の項目及び帳簿価額（本都市開発事業吸収分割）

資　産		負　債	
項　目	金　額	項　目	金　額
固定資産	1,194 億円	固定負債	380 億円
流動資産	70 億円	流動負債	62 億円
合　計	1,264 億円	合　計	442 億円

④　当社が承継する資産、負債の項目及び帳簿価額（本グループ再編分割）

資　産		負　債	
項　目	金　額	項　目	金　額
固定資産	5,964 億円	固定負債	5,519 億円
流動資産	688 億円	流動負債	1,133 億円
合　計	6,652 億円	合　計	6,652 億円

（注１）本有利子負債吸収分割の金額は、2026 年３月 31 日時点の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、効力発生日（2027 年３月 15 日）前日までの増減を加除した数値となります。

（注２）本水力発電事業吸収分割及び本都市開発事業吸収分割の金額は、2026 年３月 31 日時点の貸借対照表を基準として、本有利子負債吸収分割の金額を加味して算出しているため、実際に承継される金額は、効力発生日（2027 年４月１日）前日までの増減を加除した数値となります。

（注３）本グループ再編分割の金額は、2026 年３月 31 日時点の貸借対照表を基準として、本有利子負債吸収分割、本水力発電事業吸収分割及び本都市開発事業吸収分割の金額を加味して算出しているため、実際に承継される金額は、効力発生日（2027 年４月１日）前日までの増減を加除した数値となります。

５．本各会社分割後の状況（2027 年４月１日時点（予定））

分割会社である九州電力の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。承継会社の状況は次のとおりです。

	キューデンホールディングス株式会社	九電みらいエナジー株式会社	九電都市開発株式会社
資本金	変更はありません	変更はありません	100 百万円

（注）承継会社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、決算期に変更はありません。

６．今後の見通し

本各会社分割は、いずれも当社と当社の完全子会社との間、又は当社の連結子会社間で行われる会社分割であるため、本各会社分割が当社の連結業績に与える影響は軽微です。

Ⅱ．孫会社の異動について

１．異動の理由及び方法

本グループ再編分割により、九州電力が保有する九電送配電、九電みらいエナジー、キューデンインター、QTnet、九電都市開発の株式の全部を当社に承継させるため、九電送配電、九電みらいエナジー、キューデンインター、QTnet、九電都市開発は当社の完全子会社となります。

２．異動する孫会社の概要

①名称	九州電力送配電株式会社	株式会社キューデン・インターナショナル	株式会社 QTnet
②所在地	福岡市中央区渡辺通二丁目１番 82 号	福岡市中央区薬院三丁目２番 23 号 KMG ビル	福岡市中央区天神一丁目 12 番 20 号
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長　今村　弘	代表取締役社長　満吉　隆志	代表取締役　社長執行役員　小倉　良夫
④事業内容	一般送配電事業、離島における発電事業 等	海外エネルギー事業　等	電気通信事業　等
⑤資本金	200 億円	644 億円	220 億円

（注）九電みらいエナジー及び九電都市開発に関しては、「Ⅰ．本各会社分割について３．本各会社分割の当事会社の概要（２）承継会社（2026 年 10 月１日現在）」をご参照ください。

３．異動の日程（予定）

異動日：2027 年４月１日（本グループ再編分割の効力発生日）

以　上

（参考１）本各会社分割後のキューデングループの体制

2026 年 10 月１日

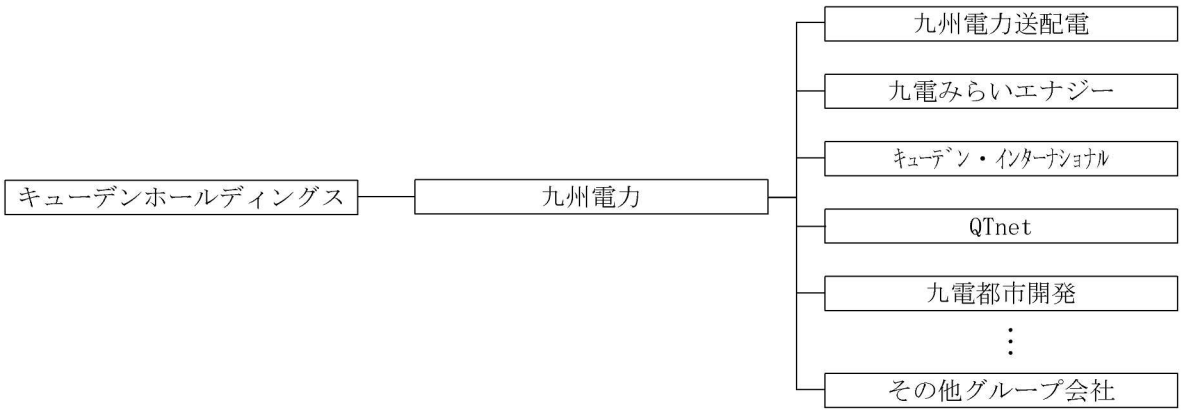

2027 年４月１日

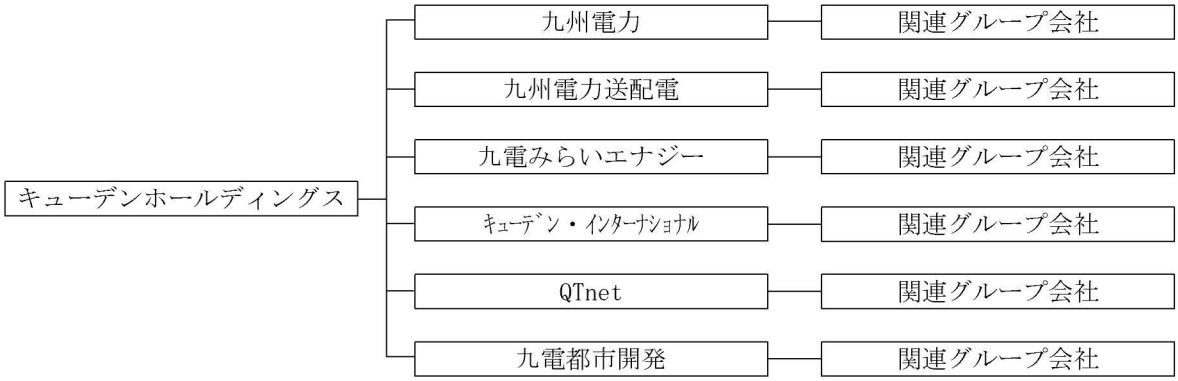

（参考２）当期連結業績予想及び前期連結実績

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期業績予想 （2027 年３月期）	2,550,000 百万円	240,000 百万円	200,000 百万円	140,000 百万円
前期実績 （2026 年３月期）	2,247,214 百万円	224,853 百万円	207,059 百万円	154,535 百万円

以　上

（参考資料）

本件純粋持株会社体制への移行に伴う既存有利子負債の取扱いについて

本件純粋持株会社体制への移行にあたって、当社の完全子会社である九州電力株式会社（以下、「九州電力」といいます。）が負担する既存有利子負債について、九州電力から当社への会社分割による移管（以下、「本件会社分割」といいます。）を予定しております。

本件会社分割に際しては、債権者の権利保護を図るため、下記のとおり、当社から九州電力に対するローン（以下、「ICL」（Inter Company Loan）といいます。）の実行、及び、新たな担保制度である「企業価値担保権」の活用を予定しており（以下、「本件スキーム」といいます。）、これらの取組みを通じ今後も当社グループの企業価値向上を図ってまいります。

なお、九州電力が負担する既存有利子負債のうち国内公募社債に係る債務の履行及び保全について、九州電力は、社債管理者である株式会社みずほ銀行と事前に協議を行い、本件スキームの採用により本件会社分割前と同水準が確保されると判断しております。

記

【債権者の権利保護の仕組み】

九州電力は、本件会社分割の効力発生日において、当社が負担する既存有利子負債に見合う ICL の債務を当社に対して負担いたします。そのため、既存有利子負債の元利金支払いのために必要な返済資金は当該 ICL の元利金によって確保されます。

また、既存有利子負債の一部に付与されている一般担保については、本件会社分割により当社に移管する資産に対し担保の効力を及ぼし、現在と同水準の効力を維持するため、「当社資産を担保の対象とする企業価値担保権を一般担保付有利子負債に対し設定」及び「九州電力資産を担保の対象とする企業価値担保権を ICL に対し設定」いたします。

なお、国内公募社債において、今回の取扱いに伴い社債権者のみなさまが行う事務手続きはございません。

【本件スキームイメージ】

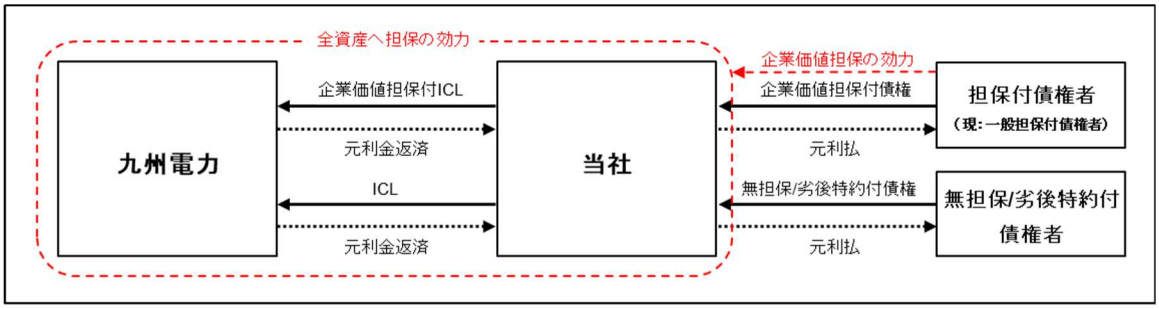

（ご参考）企業価値担保権について

- 企業価値担保権とは、会社の総財産を担保目的財産とすることで、会社の事業に必要な資金の調達等の円滑化等を図り、その事業の継続及び成長発展を支えることを目的とする新たな担保権。社債に活用する際の特則も定められており、電気事業法で認められていた一般担保と同水準の社債権者保護を確保できる
- 企業価値担保権は、2020 年頃からその創設に向けた議論が開始され、2024 年 6 月に成立した「事業性融資の推進等に関する法律」（2026 年 5 月 25 日施行）に定められている

以　上